

令和4年度田辺市地域保健福祉推進補助金追加募集要項

1 目的

市民団体等が地域において高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業の推進を図ることを目的とします。

2 補助対象者

市民団体、市内の民間企業その他市長が定める団体又は法人（以下「団体等」といいます。）で、市税を完納しているものとします。

3 補助対象事業（国、県、市の補助金を受けている事業、他の団体からの補助金を受けている事業、営利目的の事業、政治活動又は宗教活動を目的とする事業は対象になりません。）

(1) 在宅保健福祉等の普及及び向上に関する事業

- ア 在宅介護者に対する介護技術の指導、講習又は情報提供事業
- イ 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス事業
- ウ 地域の実情に応じた先駆的な在宅保健福祉サービスに係る調査研究事業
- エ シルバーサービスの育成普及事業
- オ 在宅高齢者及び障害者に対する住宅の改造に関する相談、指導等に関する事業

(2) 健康づくり及び生きがいつくりの推進に関する事業

- ア 健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等に関する事業
- イ 健康づくりマニュアル又は生きがいつくりマニュアルの作成等の啓発普及事業
- ウ 地域の実情に応じた健康づくり及び生きがいつくりに係る調査研究事業
- エ 在宅高齢者及び障害者の安全を守る事業

(3) ボランティア活動の活発化に関する事業

- ア ボランティア団体の啓発、運営等の活動
- イ ボランティア団体の指導、育成及び活性化事業
- ウ ボランティア団体のネットワーク化のための事業
- エ ボランティアに対する研修及び講習事業

(4) 上記のほか、団体等が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事業

3 補助対象経費と補助金額等

(1) 補助対象経費

- ・ 事業の運営に係る費用で、謝金、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金及び補助金並びに使用料及び賃借料とします。
- ・ 活動を行う中で経常的な経費や建設費等については対象になりません。
- ・ 会費及び負担金等の事業収入がある場合は、その分の収入を差し引いた金額にな

りますので、田辺市地域保健福祉推進補助金事前協議書（その２）に記入してください。

(2) 補助金額

ア 市民団体

補助対象経費に相当する額とし、１事業につき 100 万円を限度とします。

イ 民間企業

補助対象経費に相当する額の 2 分の 1 以内とし、１事業につき 50 万円を限度とします。

ウ ア、イ以外の市長が定める団体又は法人

市長が別に定める額とします。

エ その他

予算の都合上、補助金額の全額を補助できない場合があります。

(3) 補助金交付期間

３年を限度とします。

4 申請方法

補助金の交付を希望する団体等は、次の書類を福祉課庶務係（田辺市高雄一丁目 23 番

1 号 田辺市民総合センター 2 階）に提出してください。

① 田辺市地域保健福祉推進補助金事前協議書（その 1、その 2）

② 令和 4 年度事業計画書

③ 令和 3 年度又は過去の活動実績書

5 募集期間

令和 4 年 9 月 30 日（金）まで

6 お問い合わせ先

田辺市保健福祉部福祉課庶務係

・TEL : 0739-26-4900

・FAX : 0739-26-4914

・Email : fukushi@city.tanabe.lg.jp